バタヴィア華僑の徴税請負制度について

中村孝志

一

オランダ東インド會社が貿易會社から除々に政治團體に變貌するにつれて、收入の源泉は貿易の利潤から貢税に移行して行った。その過渡期とも見られる十七世紀中葉以後は、領土に非る地域からは存在する封建勢力と協約を結び、いわゆる強制供出（Verplicht leverantien）と割當制（Contingent）による自然物の出荷を強要し、また既に獲得した領地からは金納を原則とする徴税を行った。十七世紀初め、オランダ人のインドネシアに渡來した當初、會社の領土はバタヴィア（ジャカルタ）周邊、アンボン等に限られていたので税の占める位置は比較的輕かったが、中葉以後になると貿易利潤の減少とは反對に中部ジャワの海岸から奥地地域を領有するに至り領土の擴大に伴って貢税の意味も逐次增加した。しかし何れの場合でも、徴税の業務を擔當した者は當時インドネシアに僑寓していた中國人であった。會社領地の場合、始めは多く十分一税を中心とする税の徴收を有力中國人に賦與する任命制がとられていた。しかしこれは除々に請負制度に變って行き、公開入札で徴税請負者を決定するようになって行ったが、税の內容も輸出入税請負、市場（パッサル）請負、重要產物の獨占販賣、獨占通交權、居住（人頭）税等々に增えて行った。この情勢は、會社も末期に近くなると收奪の對象となるものすべて、ありとあらゆるものに擴大され、市街地以外の村落では金錢に缺乏したレヘント（原住民理事官）によって村落が貸付けられ、いわゆる村落請負の形態をとるにいたった。村落民の經濟的自由は完全に請負者に握られ、恰も封建領主の

如き存在となったこれら請負者から、搾れるだけ搾りあげられた。この場合も請負者として活躍していたのは、當時インドネシアに在留した中國人＝華僑であった。後年、會社末期のジャワの情況を傳えたホーヘンドルプ Dirk van Hogendorp は、中國人は商業をはじめ、手工業、栽培業（野菜、甘蔗）に從事し、會社領、土侯領の兩者であらゆる徵稅の請負を獨占することによって內外貿易の主人公になりおおせた。しかもかれらは賄賂を用いて種々な負擔を免れ、かくてかれの財產は全ヨーロッパ人のそれの十倍にも達して全ジャワの所有者になりおおせた[1]との意味を述べたが、ラッフルズもまたこの間の事情を述べて「中國人は殆んど最初からオランダ人の代理人であった。そして特にジャワでは、中國人はオランダ人から徵稅請負と政府契約の全面的獨占權を得た。多くの樞要な地位にあるオランダ人の一族は、契約や投機によって中國人と親密な關係を保ち、全地域は何名かの中國人に永久に賣られた。かくてその莫大な住民は不時の金子調達のために中國人の冷酷な壓迫を蒙ることになったのである[2]」と云っている。しかも中國人側からすればこの請負制度によってかれらの經濟的優位はますます搖ぎないものとなったと云ってよい。そしてこの徵稅請負制度中、阿片賣買、酒造、屠殺、中國煙草、賭博、演戲（ワヤン）免許等若干のものは、東インド會社解散後の十九世紀に入ってからも普通稅法によるものと相ならんで採用され續け、依然としてインドネシア社會に大きな影響を與えていた[3]。

本稿では、東インド會社の領土たる十七世紀末葉迄のバタヴィア（ジャカルタ）において、如何に中國人が徵稅請負制度の確立に寄與、貢獻したかの實際を、若干の計數を呈示しながら眺めて見たいと思う。

二

一六一九年、オランダはジャカルタの地をバタヴィアと改め、ここを東亞活躍の據點にしたが、かれらは早くもクーン總督時代の一六二〇年八月十八日、圍い地（エルフ）、家屋、或は果樹の讓渡、抵當、運搬等の特許に關する決議を行った。同年十月一日には日々の出費を補うため[4]、酒その他アルコール飲料の販買を特許制とし、キラン酒（Kilang 如何なる種類のものか不明）、アラク酒、煙草販賣には商人は月二レアル、スペイン酒の場合はレッヘル〔一レッヘルは五八二リットル〕當り商人

二〇レアル、市民五レアルの納税を要することとした。同時にまた商品の輸入税を定め、藤、藍、煙草、砂糖、青果物、鑛産物、魚類、畜類等八十四品目を輸出入税共に各五%、米、豆蔻花、肉豆蔻、丁子等香料、金、樟腦、ダイヤモンド等二十二品目に關しては輸入税五%、輸出税十%、アラク酒は輸出入税共に十%を課すことを定めた。[5] これより先の同月九日にはアラク酒製造には十分一税を課すこと[6]が定められている。同じく二十九日には翌十一月以降、漁夫には各人毎月一・五レアル、樵夫、蔗園農夫、アタップ（屋根）葺きには同じく二レアル、根菜作り農夫には三レアルの税を課することとした。[7] また同年十二月九日にはバタヴィア市行政區内の青果物を市内に搬入する際はすべて十分一税を徴する等次々に税收の法令が出された。[8] この場合徴税には早くから渡來在留していた中國人、日本人等の有力者が擧用された。例えば總督クーンは一六二二年三月一日から向う一ヶ年間輸出入貨物（燕巣、鳥嘴、犀角、ダイアモンド、ベゾアル石〔解毒劑〕、龍腦、樟腦、サマラ油等）の徴税權を中國人ヤンコン Jancongh に與えており、[9] 同じく次の總督カルペンチールは翌一六二三年六月二日、畜類屠殺十分一税の徴税權をまたヤンコンに與えている。[10] チリウン河の上流兩岸に生育していたシリー（きんま）、檳榔子はインドネシア人の好んで使用する嗜好品であるが、一六二二年クーンはバタヴィア在住日本人の請願によってこれの伐採、運搬、新な栽培の權利を、向う一ヶ年六〇〇レアル（月五〇レアル宛）の特許料を納める條件で許可した。[11] かれらは翌年五月特許期限滿了に際し、再び一六二四年五月一日迄一ヶ年の改新を請願して許された。[12] 一六二六年六月にも二人の日本人に一ヶ年の特許が認められたが、[13] 請負日本人に不正のあることが判明して一六二八年三月一日、日本人の特許を廢棄し、これを中國人カピタン〔蘇鳴崗〕に與えている。[14] この際流域居住のシリー、檳榔賣買人は月半レアル宛を、家屋持ち中國人は年一レアル宛を、獨身者は年半レアル宛をこのカピタンに納入する定めであった。

當時これら諸税の徴税事務は、一六二〇年十月一日決議で設立された收税長 Ontvanger の司るところであったが、單獨で專念する時に陷いる障碍を顧慮して一六二七年二月鑑札長（Licentmeester これは後一六五一年に鑑札並港務長 Licent en Havenmeester となる）と協同して徴税事務に當ることに定められた。

諸税中最も大きな比重を占めたものは多數來住した中國人に課した居住許可證 hoofdbrief から得た税であった。中國人側はこれを照身票と稱していたが人頭税的色彩の濃いものである。これについては後述するが、次で大きな比重を占めたものはバタヴィア港に出入する社外船に課した税であった。出入港する船はすべて税關の前を通過する際、積載した貨物の明細表を鑑札長に提示せねばならず、然らざれば積荷その他船舶を没收せられることもあり得た。鑑札長（港務長）は積載貨物の代價を見積り、これを收税長に送付したのであるが、收税長は前記の如き一定の税率に從ってこれに課税した。

さらにまた營業税にあたるものとしては、中國人で新に店舗を開かんとする者は二レアルを拂って許可證を得ねばならなかったが、酒販賣の場合は十七世紀中葉には前記よりは税も重くなって一レッヘル毎に七五レアル（五〇を中央に、二五をバタヴィア市に）の納入を要することになった（賣酒票）。魚市場で魚類を販賣する際は魚臺一につき月二レアル、一般市場で魚小賣を行う場合は店舗毎に月三レアル、その他アラク酒造は一釜につき月五〇レアル、周圍の島嶼から來る原住民木材運搬のチンガン船或はプラウ船に對しては毎月一船當り四分一レアル、石を運ぶ同じく原住民船については同じく一船一レアルを課税される定めであった、等々が一六四二年七月ファン・デイーメンによって制定されたバタヴィア法典（Statuten van Batavia）[15]に見える。會社はこれらの徵税を、公開入札によって最大を入れた者にまかせ、かれらをして收税を行わしめようとしたのである。

バタヴィアでは一六二六年十一月から翌二七年四月末に至る六ヵ月間の諸税の徵集を公開請負 openbaer verpacht で收納することにしたが、中國人ェッカ Equa はその四分の一を月一四五〇レアルで落札した。[16] その後の徵税にも中國人は常に重要地歩を示すが、このように税制開設の當初から絶大な活躍をしているのである。當時の諸税の内容は中國人に課した居住許可證を最大として次の如きものであった。

一六二六年十一月一日――一六二七年四月末日請負

家屋及びエルフ賣却の十分一税	一七五七レアル
轉入鑑札	八六一六3/4
轉出鑑札	六〇七〇1/8
外國人出入國	一七九九1/4
通行税並プラウ船出航	一二九1/2
居住許可證（Hooftbriefken）	二〇一六五1/2
宿泊業者	五〇四
木材運般業者	三六六
石材採取業者	一三四1/2
市場取締人	四二〇
アラク酒造者	一一一九
六ヶ月の請負額	四一〇八二5/8レアル
一レアル、五一ストイフェル替として	
一〇四七五八フルデン二ストイフェル一四ペニング	

この諸税請負はその後の數年間も、大體半年十二萬五千フルデン前後を占めていた（第一表參照）。

當時關税および諸税の收入はまだ一般收入の約三分一位で、現地の諸經費をカバーし得なかったが（第七表參照）、しかしこの税請負によって、地場の經營をある程度支えていたことは充分認めてよいであろう。

徴税の請負制は順調に進んで一六三三年も同様であったらしいことは、同年十二月十五日付總督ブルーワーの本國重役

第一表　バタヴィア税收入　單位フルデン

期　　間	額
1626. 11—1627. 4	104758 : 2 : 14
1627. 5—1627. 10	160284 : 14 : 4
1627. 11—1628. 4	130806 : 1 : 8
1628. 5—1628. 10	123969 : 10 : 8
1628. 11—1629. 4	105499 : 4 : 12
1629. 5—1629. 10	113771 : 8 : 12
1629. 11—1630. 4	128205 : 15 : 10
1630. 5—1630. 10	129842 : 19 : —
1630. 11—1631. 4	129256 : 19 : —
1631. 5—1631. 10	147432 : 1 : 8
1631. 11—1632. 4	108292 : 2 : 8
1632. 5—1632. 10	141550 : 16 : 6
計	1503669 : 16 : 10

各期（6ヶ月）平均f125305 : —

Jonge, Opkomst. vol. 5. p. 199 による。

徴税請負入札の形式も整って、その後は大體年頭の一月一日（後年には十二月末日のこともある）に、中國人カピタンの邸宅（一六五二年以後は、バタヴィア城内に移る）で、總督或は貿易事務總長以下會社役員臨席の下に行うのが恒例となり、落札者は通常一年（ものによっては二年、三年）の徴税權が與えられた。補註①

バタヴィア城日誌一六三七年一月一日の條に、午前、中國人カピタンコニラッコ Conilacco（Lim lacco 卽ち第二代甲必丹、林六哥の誤り）立會い、法律執行官（Baljouw）、民事裁判所委員列席の下に、貿易事務總長フイリップス・ルカッセンによって公開入札が行われ、次の諸税の最高を申出た者に一年間の徴税權が與えられたとして、中國人賭博税、魚市場並に豚屠殺税、衣類市場税、船内販賣税、衡量税、椰子酒製造税、ヘーレ・ストラート西側十五軒の石造家屋内にある大きな學校税、プリンセ・ストラートの西側、十六軒の石造家屋内にある學校税、木壁外側の西の境界税、四稜壁背後會に宛てた報告に、バタヴィア市一般收入六ケ月分の徴税の三分の一を中國人エッタワン Eguan に、月五二六レアル¾の割で許したとあることで判明する。このエックワンは前紀一六二六、七年のエッカと同一人と思われ、一官或は一觀一哥を充てるべき人物であろうが、その經歷の詳細は判らない。コールハース教授はこれをジカ Siqua と同一人と見て、バタヴィア第四代の中國人カピタン顏二官（在職一六六三—七八）に比定しているが、活躍した年代の點で一寸どうかと思われる。

のエルフ税、スタット・フラハト外、西附近の圃園税、舊病院のエルフ税、大河（カリ・ブサールともいう。チリウン河のこと）の税、刑場の川の税、北岸、ジャワ人民住のハルフェ・ブロック税、アンケー河（市の南西部にあり）税、中國壺税、大河の西、イギリス人家屋附近にある圃園税、スペック氏圃園のマンゴー樹税、中國人賭博臺での喫煙税、等二十種の徵税權が設定されている。[18] これらのあるものには説明もないので、如何なる種類の税か理解に苦しむものもあるが、大要は營業税、土地税、屠殺税、通行税、賭博税、椰子酒税等に分類することが出來るであろう。

三

バタヴィアで行われた徵税請負の形式は、當然他の東インド會社領域でも採用されて實行されている。最も早く一六〇五年に會社の領地となったアンボンでは、早くも一六二六、七年にこの方法がとられていた如くで、輸入品税一五五五・五レアルを最高とし、椰子特許料九八七⅔レアル、中國人居住税〔人頭税〕九〇六レアル、アラク酒造税二八二レアル、ターバン税二四六レアル、輸出品税二三八⅓レアル、酒税一〇〇レアル、家屋賣買税八五レアル、屠殺税六八⅔レアルその他諸税一〇〇〇レアル、合計五四六九¾レアルが請負われている。これら諸税の内容は時代により若干の相違はあるが、主としてアラック酒税、サゴ椰子税、輸出入税、市場税、屠殺税、中國人居住税、賭博税等で、その請負者は多く在住中國人であったことは既に岩生成一博士の説くところである。[19]

さらにまた一六二四年以降會社領となった臺灣でも、一六三六、七年から鹿肉輸出税、漁業税、豚屠殺税の賦課が始り、一六四〇年半ばになると徵税請負方法もとられて會社統治の末年である一六五六、七年には中國人人頭税四七八八〇レアル、賤社税（村落請負）二三一五五レアル、米作十分一税七五六五レアル、漁業税三二七五レアル、衝量税三〇〇〇レアル、屠殺税二九二五レアル、計八七八〇〇レアル[20]を數え、會社の府庫を榮えさせる重要な財源となっていた。そしてまたこれらもすべて在住中國人の請負うところであったことは曾て論述した。

また一六四一年ポルトガルから奪取して會社領土に入れたマラッカでも、早くも翌一六四二年一月の報告によると向後

六カ月間、鮮魚の十分一税二〇〇レアル、ナニンの檳榔に一一〇レアル、計三一〇レアルを課したことが見える。[23] このナニンとはマラッカの北部に住したスマトラメナンカバウ系人の作った約千人位の小集團で、住民は米作、檳榔栽培を行い、家畜を飼ってマラッカ市場に運び生計をたてていたのであった。[24] 但しこれらの課税は既にポルトガル時代からもある程度行われていたらしく、一六四一年秋この地方を視察したスハウテンの報告にも「各種圃園の果物、家畜、魚類その他土地からの各種産物の十分一税は國王によって集められ、一年分或は四分一が教會に寄進されていた。この十分一税は毎年約一〇〇〇乃至一二〇〇クルサードで請負われているが、もし教會人が自身で直接これを集めば殆ど三倍に達するであろう」[25] と述べられている。

これら諸税は一六四二年七月十四日には、更に六ヶ月、鮮魚二四〇レアル、ナニンの檳榔一三〇レアル計三七〇レアル[26] の前期よりも六〇レアル増で請負われているが、續く一六四二年末には

商品輸出入税、船税、人頭税、船舶通航税、宿屋税、店舗税、賭博税等	五六一九5/8レアル
鮮魚税	三九〇
ナニン檳榔十分一税	二四〇
河川流域ニッパ椰子樹	五〇
市内ココ椰子	一二〇
計	六四一九5/8レアル[27]

の徴税が行われている。

かく若干の例で示した如く、東インド會社治下の諸領地では徴税には殆ど同じ方法がとられて制度化されていたことが判明するであろう。

四

バタヴィアにおける徴税請負はその後ますます整備され、一六三九年一月一日にも中國人カピタン林六哥の家で公開入札が行われ、五九三一九フロリン七ストイフェル八ペニング[29]が諸人に請負われている。その後の數年の狀況はよく判明せぬが、バタヴィア城日誌一六四一年七月一日條に林六哥の家で次の六ヶ月間

賭博免許	月	三四四レアル
衣料市場	〃	一〇一
衡量税	〃	一一〇
ピチ錢鑄造	〃	三〇[30]

の許可されたことが見えるので、その他の項目についても同じく免許が行われたものと想像される。

このうちピチ錢というのは當時ジャワ等で通行していた小錢である。馬歡は「中國歷代銅錢通行使用」とか「買賣交易行使中國歷代銅錢」(瀛涯勝覽、爪哇條)と述べ、また十六世紀初めポルトガル人トメ・ピレスはジャワのスンダでカイシャ Caixas と呼ばれる中國錢の流通を傳えたが、一五九六年バンタムに來たオランダ最初の遣東インド艦隊の乘組員ローデワイクスゾーンも、「中國人の持って來る錢はバンタムのみならず全ジャワ及び附近の島々で流通する。これをマライ語でカス Cas ジャワ語ではピチ Pitis と呼んでいる。オランダのドイト貨より尙安く、銅の滓が混入しているようであるが脆い、甚だ粗末な鉛錢である。この錢は中國の漳州 Chincheu で鑄造される[31]」という意味のことを述べている。

ローデワイクスゾーンはこの鉛錢が中國で鑄造されジャンクで持込まれることを傳えたが、十七世紀に入るとこの鑄造はジャワ在住の中國人の手によって行われた。一六三三年六月七日、中國人カピタンベンコン(蘇鳴崗)及び商人ヤンコンは、會社から原料の鉛をピコル(百斤)當り十二レアル(四十八ストイフェル替)で供給され、向う六ヶ月間の鑄造權を許可されている。この特許は同年十月二十二日、ピコル當り十四・五レアルに引上げられてさらに一ヶ年間延長され、

一六三六年九月二十日には尚一層重い條件の十五レアルでまたもや一ヶ年の更新を見ている。[29] しかし翌一六三七年八月には、イギリスがこの鉛錢の鑄造に割り込んで來はじめたために、バンタム、ジャパラ、マカッサル、ジャンビー、パレンバン、マルタプーラ等で鉛錢のだぶつきが見込まれたので、會社はヤンコンに從來のピコル當り十五レアルを十二・五レアルに引下げると共に、前同樣大きく、重く品質のよいピチ錢を一レアル六〇〇〇の割（從來は四二〇〇）で提供せしめることにした。このためヤンコンは既に一六三六年八月末から翌一六三七年九月一日迄の一ヶ年間に二二一二ピコルの鉛を費消しているが、さらに翌年度も二五五〇ピコルの鉛を使用している。[30] その後鑄造權は中國人カピタン蘇鳴崗、船主チク Ticq（Siqua の誤りで顏二官か）の握るところとなっているが、インドネシア全域に關係するピチ錢の問題はまた改めて論じて見たいので、ここでの詳論は避ける。

却說、徵稅請負について云えば一六四四年頃になると項目も增え、大體完成された姿になって來ている。すなわち同年一月一日、老中國人カピタン林六哥の家でオランダ東インド總督〔アントニオ・ファン・デイーメン〕、インド評議會員、その他法律執行官、二代表市參事會員など參集の下に開かれた諸稅（Gemeene lants ende stats incomsten）の公開入札では、次の二十一種の一ヶ年の徵稅請負人と同請負額の決定を見た。[31]

賭場臺で中國煙草販賣	中國人 ゴウコウ	月 四レアル
大河（カリプサール）の漁業	獵師 ピーテル・レーンデルセン・ニューコープ	月 五
一般納稅所背後のエルフ	中國人 サンヒ	月 二・五
城壁周邊崖徑	トシオ	月一二・五
市東岸ガルゲフェルトの漁業	クリスティアン・ダ・シルバ	月 三
市城門外煉瓦燒き	ペコ	月 八
きんま十分一稅	スンフン別名ゴイコ	月二〇

市外青果物十分一税（除甘蔗）	收税長　セバルト・オンデラル	年一二〇
舊牛舍附近開門内の漁業	ゴンカル・ルイス	年　九
ピチ錢鑄造	中國人ノアイ	年　二五
薪炭	中國人カキ・カヨ	年　六〇
クロクット河〔カリブサールの上流〕漁業	クリスティアン・ダ・シルバ	年　一〇
小アンケー　〃	中國人ワイヤング	年　一九
大アンケー	ラウコ	年二五〇
ジャワ人漁業	シニオ別名パンヤング	月一三二
獸肉十分一税	獵師	年　五〇
家畜屠殺十分一税（含魚露店）	中國人シニオ	月三一五
衣料市場	カピタンベンコン〔蘇鳴崗〕	月一一八
碇泊中船内小賣	スウシャク	月二六〇
衡量	シコア	月三〇〇
中國人賭博	同人	月五五七・五

これらを見ると二一種の項目中、請負人が中國人或はそれと認められる者は十五種七割以上で、しかも額の多い重要項目である屠殺税、衣料市場税、船内小賣税、衡量税、賭博税等は何れも中國人の請負うところとなっている。一六五三年の例でも同様で、特にこの年は請負九種目全部、月當り四五八〇レアル、年五四九六〇レアルが中國人アイコ Aeicko、インヨ Injo サンヨク Sanjock ギムセ Ghimse シニヨ Sgienio（別名パンヤン Panjang）ジーカ〔二哥か〕・ゴモク Siecqua Gomock ヤン（中國人キリスト教徒）らによって請負われていて、[8] かれらのバタヴィアにおける活動が壓倒的に大きか

ったことを示している。納税の方法も、一六五四年の請負から請負者は先ず半額を納入することによって失敗や不正を未然に防ぐ手段が定められ[33]二萬七千レアルが豫め納入されたが、一六五八年十二月二十日にはまたもや方法の改正を見、中國人居住、小賣、市場、旅館、製蠟、船中小賣、魚市場、屠殺、アンチョール（ジャカルタ東部を流れる運河）渡航、アンケ渡航、衡量、會社椰子樹、中國人墓地側圃園、中國人賭博、米市場等の諸税を五九年一月の請負から最初の二ヶ月は前納、次からは遅怠なく月始めの期日に納入する定めで、確實な保證人二人の連帶を必要とし、また違反の場合の罰則も定められた。[34]

中國人が徴税請負權保持者としてその後も活躍したことは、連年のバタヴィア城日誌を繙けば――もっとも時代と共に若干の變貌を來すが――容易に判明するが、一々を表示することはあまりにも紙幅を要するので次に若干の例を示す。一六六一年には請負人十九人は全部中國人であったが、十年後の一六七一年になると四人、さらに十年後の一六八一年には二十一種中の約半分に近い十人の非中國人の進出を見ている（第三表參照）。しかも尚依然として中國人請負者の多いことを示している。一六八三年以降はバタヴィア城日誌の公刊を見ていないので、今手近に請負人の一々の名前を示し得ないが、自由市民（オランダ東インド會社員以外の住民）、マルダイケル（解放奴隷）等の進出が目立って來ても、重要税種は中國人の手に握られていて、依然中國人勢力の牢固として拔く能わざるものがあったことが感ぜられる。ゆえに一七四〇年のバタヴィア中國人虐殺事件（紅溪慘案）の如きは、政府收入の激減をもたらしこの點だけでも會社は大打擊をうけたのであった。[35]

なおバタヴィア（ジャカルタ）に殘された中國側記錄[36]によると公開請負入札（叫賣）の開始はかなり後年の順治十七年（一六六〇）といい

大王〔總督のこと〕與衆雙柄商議、將傌仔〔インドネシア語 Mau で希望の意か〕七件叫賣、于和十二月廿九日、在金城土庫〔事務所のこと〕內叫税、諸上人咸坐次觀聽、誰人承應者、卽書其姓名として照身、賭場秤仔、州釪〔不詳〕、宰豬羊、魚澗、米、賣酒の七票を定めたとある。これはオランダ側記錄の一六五八年十二月改正のそれに對應するものでもあろうか。

第二表　　諸税月額請負表　　單位1659年迄 Real.1659年以降 Rds.

税種	1653年 (1)	1654年 (2)	1655年 (3)	1657年 (4)	1658年 (5)	1659年 (6)	1660年 (7)
魚市場 屠殺税	650 〔3〕	600	650	350	460	300	560 390
船内小賣	360	350	300	310	330	430	485
衣料市場	113	100	110				
米穀市場						18	14
青果市場						700	530
シリー(きんま)	65						
ジャワ人漁業	288	240	260			340	
椰子樹	484	330	300	310	250	710	630
カリブサル渡航	400	420					
アンチョール渡航			40	55	52	55	33
アンケー					40	16	17
衡量税	510	480	610	240	425	300	280
中國人居住税					2010	1950	1700
中國人賭博税	1730	1560	1330	830	1150	1100	1100
會社圃園(中國人墓地附近)					15	13	10
製蠟税						130	105
旅館						460	420
アンチョル東岸					75	10	10.5
製粉						〔225〕	
商店税						320	370
ジャワ島マンゴー樹税				35〔3年繼續〕	40		9
月	4580	4080	3600	2095	4807	6832	6663.5
(8) 年	54960	48960	43200	25140	57687	81984	79962

備考

(1)Dagh-Register, Batavia. 1653. p.1.

(2)Coolhaas, Generale Missiven, vol.2. p.737.

(3)Coolhaas, ibid. p.805.

(4)Dagh-Register, Batavia. 1656-57. p.62. Coolhaas, Generale Missiven, vol.3. p.141.

(5)Generale Missive, Maetsuycker, 6 Jan. 1658. [Kol. Arch. 1111] fol. 63-64.

(6)Dagh-Register, Batavia. 1659. p.1. 中國人居住税ハ4月以降1450 Rds. ニ改正。1659年12月ヨリ13ケ月間製粉税アリ, Dagh-Register, ibid. p.232.

(7)Coolhaas, Generale Missiven, vol.3. p.310.

(8)ジャカルタ海岸附近ノ小島

第三表　　バタヴィア諸税請負表　　單位ライクス・ダールデル (Rds.)

税種	1661年 (1)			1671年 (2)			1681年 (3)		
		請負者	月額		請負者	月額		請負者	月額
中國人居住税	中	Kinjan	1565	中	Gansignio	840	中	Limsincqu	900
中國人賭博税	〃	Joetsie	1190	〃	Honko	480	〃	Tansiako	550
青果行商及商店税	〃	Hooko	575	〃	Quasuncqua	1110	〃	Tsiou Jissay	1860
砂糖入荷税		—	—	〃	Tangh-Inie	680	〃	王五哥(Ongouko)	270
米穀入荷税		—	—	〃	Quaquinio	930	解	Louys Michielse	1120
鹽竹入荷税	中	Siaco	45						
船内小賣税	〃	Saqua	464	〃	Sinqua	640	回	Alida	555
魚市場税	〃	Thionio	605	〃	李祖哥(Litsoeko)	780	中	Quachaynio	1155
旅館税（市内）	中	T'souasainco	331	蘭	Hans Kel	440	蘭	Hendrick Thymonsze	380
旅館税（市外）				中	Hoei Hoko	170	〃	David Michielse	210
衡量税	〃	Sginio	290	〃	Hoecko	480	中	Ques Wanko	430
屠殺税	〃	Thunio	399	〃	Ongh Ouko	400	〃	Limzocko	400
製粉水車税	〃	Kako	290	蘭	Pieter Schippers	300	蘭	Gasper Haeck	450
製蠟税	〃	Poyko	100	中	Ongh Siko	130	解	Abraham Domingo	150
シリー樹（きんま）税	〃			〃	Josonko	190	中	Limgonnio	290
モーレンフリート航行税				蘭	Daniel Nicolaessen	59	〃	Tansiako	155
アンケー航行税	〃	Soetse	44		Lim Joncko	120	解	David Lodrigo	105
アンチョール航行税	〃	Simtian	35	中	Quakayko	95	〃	Jan Francisco	55
中國煙草製造税				〃	Tickson	47	中	Tsoujissay	55
米穀市場税	〃	Tjenco	11	〃	Quasinio	32		Jacob Jansze	46
製材税	〃	Kieuse	30	〃	Litonco	18		Niclaes Michielse	21
衣料市場税		前年ニ同ジ	80		カピタン顏二官ノ寡婦（繼續）	80		請負セズ	—
會社椰子樹（市内外）	中	Koujenco	160	中	Thiognanko	15		請負セズ	—
アンチョール東岸賃借	〃	Limquanco（3年間繼續）	13	〃	Quahincko(繼續)	5			
衡量人夫賃金							中	王五哥	42
中國墓地側會社園	〃	Tou Eeko	11						
小賣税	〃	Souco	350	蘭	Hans Kel	475			
胡椒出荷				中	Oncko	60		請負セズ	—
計		月	6598			8576			9199
Angelraeds 島會社所有マンゴ樹税,		前年ヨリ繼續 年 110			前年ヨリ 8292 Rds. 增			前年ヨリ 516 Rds. 增	
計			79286			102912			110388

〔備考〕中ハ中國人，蘭ハオランダ人，解ハ解放奴隷，回ハモール人ヲ示ス

(1) Dagh-Register, Batavia. 1661. pp. 1-2. 屠殺税ハ5月以降 330 Rds. ニ改正，請負者 Oey Seenko. ibid. p. 107　(2) ibid. 1670-71. p. 234.　(3) ibid. 1680. pp. 845-847.

尙中國側記錄ではさらに康熙廿六年（一六八七）出溪、唐山烟印、釘燭、糶米（米堆）の僞仔四條が追加されたとし、また泊面、鬪鷄、磨麵、秤亭、糖出入口等の設置は中國人虐殺事件（一七四〇）以後の乾隆八年のこととしている。

五

これら諸稅のうちで最も大きかったのは在留した中國人から收納した居住許可稅〔人頭稅〕であり、さらにかれらの好む賭博に課した賭博稅、さらに米、砂糖等の輸入稅、商業稅ともいえる市場稅（靑果、魚類、小賣雜貨）、通行稅、その他となっている。次にその主なものの若干を述べる。

(一) 居住許可稅

バタヴィアでは一六二〇年十月九日、クーン總督の布告によって開始され、市內在住の中國人は同年十月一日以降、毎月始めに一回、收稅長の面前に出頭して各人月一レアル半の稅を支拂い、居住許可證 hoofdbriefjes の書替を要した。補註②。當時オランダ東インド會社のバタヴィアでは、東にはマタラム、西にはバンタムという強國を擁し、また強敵イギリス東インド會社とも競爭しなければならぬ立場にあった爲、住民を使役して城塞の補強工事を行っていたが、在住中國人は商業、農業、漁業、石灰燒き、木材集荷、アラク酒製造、煉瓦燒き、裁縫業等々かれらの生業で奉仕するほうが、會社にとってより有益であると稱して前記金額を拂うことにより市民的義務を免れることを願い、許可されたものであった。㊳この免除證 vrij-briefjes のことを前記「開吧歷代史紀」では照身票と云っているが、オランダ語でまた hoofdgeld, hoofdbriefs と云うように人頭稅的意味が強かったものであることはいう迄もない。そして中國側記錄はその設定をかなり後年の一六三五年九月、應得力物勞仟（ヘンドリック・ブルーワー）に代って安哆哖伴應宣（アントニオ・ファン・デイーメン）が新總督に任ぜられた時のこととして、

列上人向甲大〔カピタンのこと〕商議、欲造唐人家甲、立家甲頭、逐夜巡更、後議不果行、始議定唐人毎月應帶十九鈁照

身票、于豎旗杆後、各買票隨帶在身、如無帶票而被執者、禮罰、暨唐人免出征、各安生理、唐人各各歡喜、共遵此令。

と述べている。

その額は莫大で、既記の如く一六二六、二七年にはバタヴィア全租税収入の約半分を占め、輸出税、輸入税よりも多かった。（五ページ参照）。のち（一六五八年）この許可證保持者は「免出征、各安生理」とあるように軍役、賦役免除の特典を得て生業に安んずるをえたが、既に一六二八年にはこの税の納付者數は約三千を數えていた[40]という。一六三三年の一般報告ではバタヴィアの中國人約二三〇〇人中二〇〇〇人は月一レアル半の居留税を拂い、熱心に石を集め、木を伐り、掘鑿、漁業、造園、播種、商業に從事し、またアラク酒を製造するなど各種の業務に從事しているとある。[41]その後一六三九年には困難な時期に住民に過大な負擔をなさしめない爲に來るべき三月以降月八分一レアルに減額すべしと請願されている。[42]しかしこの居住税はその後一六四八年四月二十八日、ファン・デル・ライン總督の時に至って漸く、マラタム及びバンタムではこれを行っていないのでバタヴィアに中國人を引きつけ農業（米・甘蔗）に從事せしめるためと稱して九月一日から從來の月一レアル半を月半レアルに減額せしめられている。[43]ために八月末の居住税納付者一三三五名は十二月には三〇七七名に增加し、翌年には六、七千にもにも達するであろうと見込まれた。[44]この税は一六五〇年十一月に至って兵士が中國人を狩込む際、不當な暴力を行使して貧困な中國人の反感を買った爲、斷呼として廢止されたが、[45]一六五三年七月、バタヴィア市防衛のため改めて各人に年當り一レアルの賦課金を課すこととし[46]一六五七年十二月にはまたまたバンタム戰の失費を補うための居住税賦課が行われることとなった。この場合、軍役、警備に從事しない成年男子は皆一六五八年一月一日以降月一レアル（四八スタイフェル替）一時寄留者は四分一レアル、（病人、癈疾、老人、小兒は免除）を支拂わねばならず、各人は常に税票を所持すべきこと等が定められた。[47]これは翌年も成年男子は一クローン（Croon）卽ち五分ノ四レアルと定められている。[48]

一人當りの居住税賦課額はその後も數次の變更を見るが、バタヴィア在住中國人の數が多かっただけに常に會社税收の

一、二割を占めて財政上寄與した面も多大であった。そしてこの税も一六五八年からは他の税目と同様、改めて公開入札制がとられ、月二〇一〇レアルの最多を入れた者に落札されることになった。[16] 一六五九年一月一日には居住税月一九五〇ライクスダールデル（ライクスダールデルは六〇ストイフェル）が請負われたが、[17] 請負人キーコ Kieko が逃亡したので同年三月三十一日カピタン潘明巖の家で事務總長ハルチンク以下參集の下に四月一日以降の居住税公開入札が行われ、月當り五〇〇ライクスダールデル減の月一四五〇ライクスダールデルでスットセ Soetse に落札された。[18] 翌一六六〇年一月一日の請負では月一七〇〇ライクスダールデル[19]となっていたが、一六六一年以降の居住税請負を示せば第四表の如くである。一六八四年以降はバタヴィア城日誌が公刊されていないので逐年の狀況は判明しないが、一六八九年には毎月の請負額一三五〇ライクスダールデル[20]、十數年後の一七〇四年の請負額は毎月二一九〇ライクスダールデル翌、一七〇五年は二二四〇ライクスダールデルとな

第四表　中國人居住税表　單位ライクスダールデル

年次		請負人	請負月額
1661	中國人	Kinjan	1565
1662	〃	Quinjan (K)	1250
1663	〃	……	1295
1664	〃	Limssacao	1220
1665	〃	Tsia Kieutse	1260
1666	〃	Siacocsia	1250
1667	〃	Tan Inco	1300
1668	〃	Kinjang(h)	1150
1669	〃	Lim Joncko	1100
1670	〃	Junio	780
1671	〃	Gansignio	840
1672	〃	王旺官(Ouwako)	960
1673	〃	王旺官	880
1674	〃	Quaquinio	920
1675	〃	Quaquinio	840
1676	〃	Zoup Say	890
1677	〃	Tanjinio	1040
1678	〃	Souwanko	960
1679	〃	Tsianko	905
1680	〃	Gankagnio	931
1681	〃	Limsincqu	900
1682	〃	Quesoancko	880
1683	〃	王五哥(Ongouko)	810

バタヴィア城日誌により作成。

り、さらに一七三七年には三四五〇ライクスダールデル、一七三八年には三五〇〇ライクスダールデルと飛躍的に増加を見ている。[55] 一七四〇年の中國人虐殺事件は居住税の激減を見たに違いないが、その後恢復して一七八一、八二、八三年のジャカトラ地區(ドメイン)の毎月は二八九〇ライクスダールデル、一七八四年　二九四〇ライクスダールデル、一七八五年には二九九〇ライクスダールデルを數えた。[56] この場合地區(ドメイン)とは市周邊の地をも加えたものなので直接の比較にはならぬかも知らぬが、郊外地に伸びて行った中國人の狀況を知り得ると共に一應の見當はつけうるであろう。

(二) 賭博税

十七世紀初期アジア方面に旅行したハーバート Thomas Herbert はジャワ島バンタムの中國人の狀況を述べて

「中國人は口論好きではないが、酒食に溺れ、淫樂に耽り、遊戯に金錢を浪費し、非常な賭博家である。そして商賣の際、若い商人にとっては極めて油斷がならない。しばしば骰子を弄ぶので全農園や妻子を失った後も賭けごとをする。しかしユダヤ人のように一寸の間でもここかしこで落穗を拾い、たとえその日のうちではなくとも、市場で多くの利益をえ、損害を取戻すことが出來る。[57]」

と、その賭博好きを傳えたが、十八世紀末のインドネシヤを紹介した王大海も中國人の賭博の狀況を述べて

甲必丹主之、年納荷蘭税餉、征其什一之利、日日演戯……歳臘無停、所以雲集諸賭博之徒、燈籠大書國課二字、其賭場之帷幄皆書天下最樂不如賭博、或寫樂在其中、有巡賭者數十人、來往稽察遺漏、雖父子兄弟到其處、不得相管束也、巡賭者聞之、立拘其父兄、見甲必丹則云、教訓子弟當在家中、此處國課所關、何得浮言惑衆以亂人心、使國課無徴罪何可恕、卽有立致囹圄之禍、蓋荒服之國、其背謬如此類者、甚多不可枚擧、錄之以博一笑耳。　（海島逸志　卷五、賭棚）

と云い、父子兄弟と雖もその子弟が入場して骰子を弄ぶのを止め得ぬ會社公認の賭場の狀況を傳えている。

インドネシア在住中國人の賭博は、二、三の骰子を用いるほか、小錢、骨牌、ルーレット等の使用が行われたようであ

る。

クーンは早くも一六二〇年十月二十八日、中國人以外の市民に賭博を禁止したが、[29]一六三四年十一月四日再び禁令を出し、[30]また中國人に對しては、俄にこれを禁ずることが出來ぬので、かれらの居住區の會社の許可した場所(魚市場の近く)でのみ開帳を許し、かつ日沒後は街路を閉鎖し、ここでの賭博行爲を禁止した。

そしてこの中國人に許可された賭博の監督には、當初から中國人の有力者があてられ、カピタンベンコン〔蘇鳴崗〕、ヤンコンが一六二〇年十一月一日以降六ヶ月、賭博の監督として勝者から寺錢のあがりの二割を收納することが認められた。[31]鳴崗らは賭博の諸取締規定を定め、公序良俗に反しないよう努力した如くであるが、その後一六五七年三月、六三年六月[32]と賭場での暴力行爲を禁止する法令が出されているので、秩序維持は仲々困難であったようである。しかも會社にとってこれに課す賭博稅は、有力な財源でもあった。

賭博稅は一六五三年、月額一七三〇レアル、翌五四年は同一五六〇レアル、さらに五五年も一三三〇レアルと莫大な額であった。五七年は一寸減少して八三〇レアルであったが、一六五九年にはまた增加して一一〇〇ライクスダールデルが請負われた。その後一六七一年末[33]には弊害ありとしてダイス賭博(tuysch speelen ofte toppen)の禁止令が出されたが、中國人の好癖はこれを遵らしめず、祕かに手慰みをし、官憲またこれを默認して一六七八年には月六二五ライクスダールデルを收納[34]するに及び、遂に會社はこれの再開を認めた。財政の面からも賭場開帳を阻止し得なかったのである。この賭博稅は、稅の性質上常に中國人の請負うところとなっていた。一六八三年以降はバタヴィア城日誌の未公刊のため、逐年の實數が摑めないが、後年迄も重要な稅目であったことは、一七〇四年には請負額每月七九〇、一七〇五年八五〇、一七三七年にはぐんと增えて同二〇三〇、翌一七三八年には一四〇〇ライクスダールデルを數えたことでも判明する。[35]そして約五〇年後の一七八四、八五年のジャカトラ地方では中國人賭博臺稅(chinesche Toptafels)每月各二四〇〇ライクスダールデル、賭博(Pho en Topho)各三〇〇ライクスダールデルを計上し、[36]輸出入稅、靑果市場稅、中國人居住稅につい

第五表　賭博税　單位ライクスダールデル

年次		請負者	請負月額
1661	中國人	Joetsie	1190
1662	〃	Soeco	865
1663	〃	時使 (Diesay)	750
1664	〃	Taninco Gomok	700
1665	〃	Quinio	635
1666	〃	時使 (Djesay)	650
1667	〃	Liot Souko	600
1668	〃	Limionco	505
1669	〃	Lim Jonco	560
1670	〃	Quasixon	570
1671	〃	郭訓哥 (Honko)	480
1672 — 1678		實施サレズ	
1679	中國人	Tengh Tsico	1100
1680	〃	Quajenio	720
1681	〃	Tansiaco	550
1682	〃	Tsioud Djisay	500
1683	〃	黄舅哥 (Oijkoeko), Tampeecqua	500

バタヴィア城日誌により作成

で大きな額を示していた。會社末年の一七九八年には賭博税はワヤン（演戯）税〔補註③〕を含めて全税收入の一八%にあたり、新設の阿片吸飲税と合せると年間四萬五千ライクスダールデルにも上った。バタヴィアの中國人カピタン〔黄綿公〕はこのうち一萬四、五千ライクスダールデルを取得したという。[8]

(三) 米穀・砂糖入荷税

東インド會社は、渡來の當初から香料諸島方面その他での消費に充てるため、ジャワの米を必要としたが、マタラム王スルタン・アグンはその輸出を峻拒しつづけていたので、會社の惱の種であった。しかし一六四一年、ジャワ米の主要市場であったポルトガル領マラッカを會社が攻略するに及んで、スルタン・アグンの政策は變化を餘儀なくされた。特に會社がかれの死後、その子アマンクラット一世と一六四六年九月結んだ和親條約によって米の供給は自由となり、[9]さらに一

第六表　米穀・砂糖入荷税表　單位ライクスダールデル

年次	米穀入荷税（米出入票）			砂糖入荷税（糖出入口）		
		請負者	月額		請負者	月額
1670	中	Kinnejangh	810	中	Quaquino	600
1671	〃	Quaninio	930	〃	Tangh-Inil	680
1672	〃	Tingsiqua	910	〃	Quaquininio	550
1673	〃	Limsaqua	900	〃	李祖哥（Litsouko）	450
1674		Antony Adriaens	920	〃	林時使（Limjizay）	530
1675	解	Samuel Jansz	1010	〃	Ong Honko（王五哥カ）	490
1676		Carel Janssen	1130	〃	王五哥（Ongouko）	580
1677	解	Daniel Nicolaessen	1100	〃	Zuko	300
1678	中	Tansiako	960	〃	王五哥	280
1679	解	Daniel Nicolaes	1080	〃	李祖哥	230
1680	〃	Joost Jansz	980		Hans Kell van Anderragh	250
1681	〃	Louys Michielse	1120	中	王五哥	270
1682	中	Tsoan Tengelauw	1030	〃	Thesmio	310
1683	〃	Tsoa Tengelauw	1030		落札サレズ，希望額ハ270	

〔備考〕中は中國人，解は解放奴隷を示す。バタヴィア城日誌により作成。

六五二年にはヤパラから米の入手も可能になった。その後またトルノ・ジョヨの亂に際して、會社はマタラムを援助し、まさに王城を逃亡せんとする寸前のアマンクラット一世と一六七六年新な條約を結ぶのに成功した。この際マタラム王は年々四〇〇〇ラスト（一ラストは一コヤン、土地により若干の差があるが標準は三〇ピコル）の米をバタヴィアに時價で提供し、また戰費負擔金として現金二五萬スペイン・レアル及び三〇〇〇ラストの米を一六七七、七八、七九の三年間に分納する等の條項が含まれていた。この條項は一六七七年十月、新王アマンクラット二世によっても確認されている。

このような情況の下にバタヴィアには一六七〇年頃から米穀入荷の請負が開始され、十八世紀に入るとかなり重要な税目となっていた。一七〇四年には毎月當り一二〇〇、一七〇五年、一二一〇、一七三七年、二六六〇、一七三八年、二九五〇ライクスダールデルを

數えたが、[16]會社末期の一七八一、八二、八三年には同じく一八四〇、一七八四年には一九六〇、一七八五年には一六七〇ライクスダールデルとなっていた。[17]

蔗作並に糖業もまたバタヴィア在住中國人の早くから壟斷するところで、一六三六年頃には市の周邊でこれを行い、翌一六三七年には商人ヤンコンが栽培上十年間免税の特權を與えられている。[18]しかし臺灣の喪失（一六六二）後、一時好望の見えたバタヴィア糖業も、トルノジョヨの亂が平定した一六八〇年頃になると若干衰退の徴が見えはじめ、中心は漸次中、東部ジャワに移動する。十七、八世紀バタヴィア糖業と中國人の問題については長岡新治郎氏の論考[19]があるので、ここには一六七〇年頃から開始された砂糖輸入の請負制の統計のみを掲げておく。（第六表參照）

六

最後にバタヴィアでの徴税請負が、どの程度會社の財政に寄與したかを大雜把に眺めて見る。いう迄もなく當時、商事會社として要求された第一のものは利潤であったが、この場合現地の經費は出來る限りその地で補うということが要請された。各地の商館は能う限り出るを押え反對に收入の增加を計ってその商館の健全經營を圖った。しかるにこの場合、バタヴィアは東インド會社の東亞における據點であったので、他所とは若干異なり十七世紀當初から城塞、市街地における大巾な施設の整備擴張に追われて、貿易、諸税等でかなりの利益をあげても、商館の經營としては概して赤字續きであった。（第七表參照）この表からは關税、諸税收入の割合が判明せぬが、兩者合せた額は十七世紀中葉頃は大體三〇萬フロリン內外で、ほぼ諸支出の四分一をカバーする額であり、會社にとって重要な收入源であったことは斷言できる。徴税に從事したバタヴィア在住中國人は、その意味でも會社にとって重要な存在であったわけである。これについてはさらに詳細な內容の分析を必要とするであろうが、今は一應十年毎の數字を掲げて後考を俟つことにする。

第七表　バタヴィア收支表

單位フルデン

項目＼年次	1629—1630 (1)	1640—1641 (2)	1651—1652 (3)	1661—1662 (4)	1671—1672 (5)
通常經費	374238: 9:11		175374:18: 6	430731: 5: 1	
社員給與	(6) 281205: 0: 1	322052: 6:—	365370: 3: 2	(8) 475292:13:14	424237:14:12
食費手當		183151:15:15	156391:19: 5		173973:10: 6
支拂利子		(7)			185861:12: 8
病院			19615: 5: 3		9297: 4: 2
船舶艤裝	321768: 4:10	440814: 7:10	330406:14:—	1002214:16: 7	866595:18: 2
築城費	93397: 3: 8	14765: 7:10	133400:13: 7	26054:13: 6	10278:16: 8
會社廳舍					11861:18: 4
進物費	5179: 9・4		15279:15:10		
工作場					112501:14: 1
バタヴィア整備費			21071: 5:15		
雜出費					168960: 1:15
支出計	1075788: 7: 2	960783:17: 3	1216910:15:—	1934293: 8:12	(9) 1780950:11: 1
商品收入	434562: 7:11	761986: 5:13	717655:15: 9	1179202: 1:—	1066712: 4: 9
沒收品	41091:10: 1	11574:19: 8	36392: 6:—		
關稅，諸稅收入	241148: 3: 6	279868:11: 2	278239: 2: 2	325108:14: 8	498805: 2: 8
贈與品換算		1994:—: 6		311: 2:11	11187: 4: 9
收入計	716802: 1: 2	1055423:16:13	1032287: 3:11	1504621:18: 3	1576704:11:10
差引	(—) 358986: 6: 0	94639:19:10	(—) 184623:11: 5	(—) 429671:10: 9	(—) 204245:19:7

〔備考〕會計年度ハ9月1日ニ始リ，8月末日ニ終ル。（—）ハ損失ヲ示ス。

(1) Coolhaas, Indisch Verslag. p.169. (2) Coolhaas, Generale Missiven, vol.2. p.150.
(3) ibid. vol.2. p.666. (4) ibid. vol.3. p.449. (5) ibid. vol.3. pp.872-873.
(6) 食費手當ヲ含ム。 (7) 新舊造營費，守備隊費用，各地土侯ヘノ助成金ヲ含ム。
(8) 食費手當ヲ含ム。 (9) 商品代 *f* 182617・19：9 ヲ換算控除ス。（—）ハ損失ヲ示ス。

附　記

本稿に〔*Kol. Arch.*〕と記したものはオランダ國立中央文書館 't Algemeen Rijksarchief, Den Haag 蔵の「植民地未刊文書」であることを示す。尚本稿は昭和四十三年度科學研究費補助金（一般研究）による研究の一部である。

註

① Hogendorp, Dirk van ; Bericht van den tegenwoordigen toestand der Bataafsche Bezittingen in Oost-Indie en den Handel op dezelve. 〔1799〕, pp. 54–55.

② Raffles, Thomas Stamford ; History of Java. 1817. 2 vols. London. vol. 1. pp. 224–225.

③ Meijer, La condition politique des chinois aux Indes Neerlandaises. T'oung Pao. vol. 4. 〔1893〕, pp. 140 et seq.

④ Chijs, J. A. van der; Nederlandsch-Indisch Plakaatboek, 1602–1811. Batavia-Den Haag. 1885–1900. 17 vols. vol. 1. pp. 65–71. Jonge, J. K. J. de. ; De opkomst van het Nederlandsch gezag in Oost-Indië. 13 vols. Den Haag-Amsterdam. 1862–88. vol. 4. pp. 228–234.

⑤ Plakaatboek, vol. 1. pp. 74–75. Jonge, Opkomst. vol. 4. pp. 238–241.

⑥ Colenbrander-Coolhaas, Jan Pietersz. Coen. Bescheiden omtrent zijn Bedrijf in Indië. 7 vols in 8. 1919–1953. vol. 3. p. 651.

⑦ Coen, Bescheiden, ibid. p. 654.

⑧ Plakaatboek, vol. 1. p. 81. Jonge, opkomst. vol. 4. pp. 246–247.

⑨ Plakaatboek, vol. 1. p. 94.
尙ヤンコンは一六二〇年バンタムよりバタヴィアに移った大工出身の、イスラム教徒になった大商人で、一六二〇年十一月一日、バタヴィア初代の中國人甲必丹蘇鳴崗と共に賭博の徴税請負人として名を出したほか、貿易、衡量、屠殺、ピチ錢鑄造、或いは甘蔗栽培等にも活躍している。一六二二年十月にはオランダ東インド會社のためバンタム王との交渉に從事、一六二四年には臺灣澎湖島にも渡っている。オランダのバタヴィア市建設當初、在住中國人の巨頭として蘇鳴崗、林六哥らと共に多彩な活躍をした豪商であるが、別名ゴンタイ、或はゴウッツアイ (Gonthay, Gouw Tsay) と稱したというほか、彼に關しては適當な姓名を充てる材料を持合せない。後考を俟つ。

⑩ Plakaatboek, vol. 1. p. 112.

⑪ 岩生成一、バタビヤ移住日本人の活動、史學雜誌　四六ノ一一、一四七一一ページ

⑫ Plakaatboek, vol. 1. p. 112.

⑬ Plakaatboek, vol. 1. pp. 202–203.

⑭ Plakaatboek, vol. 1. p. 221.

⑮ Plakaatboek, vol. 1. pp. 556–560. Dam-Stapel. Besch-

rijvinge van de Oostindische Compagnie. 1929-1954. 7 vols. vol. 3. p. 169. Reus, Klerk de; Geschichtlicher überblick der Administrativen, Rechtlichen und Finanziellen Entwicklung der Niederländisch-Ostindischen Compagnie. 1894. pp. 101-102.

⑯ Jonge, Opkomst, vol. 5. p. 199.

⑰ Coolhaas, W, Ph.; Generale Missiven van Gouverneur-Generaal en Raden van Heren XVII der Verenigde Oostindische Compagnie. Den Haag. 1960. vol. 1. p. 422.

⑱ Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia vant passerende daer ter plaetse als over geheel Nederlandts India, 1624-1682. 31 vols. Den Haag. 1887-1931. Anno. 1637. p. 13.

⑲ 岩生成一　アユボイナの初期支那人町について　東洋學報　卷三三ノ三・四、三〇三ページ以下。

⑳ 拙稿　オランダ治下臺灣における地場の諸稅について、上、下　日本文化、四十一、四十二號、特に四十一號、六三ページ參照

㉑ Originele Missive in dato 17 Jan. 1642. 〔*Kol. Arch. 1047*〕 *fol.* 617.

㉒ Schouten's Report. JMBRAS XIV, pt. I. pp. 88-89.

㉓ ibid. p. 99.

㉔ Dagh-Register, Batavia, 1641-1642. p. 170.

㉕ Copie Memorie bij Gouv. J. van Twist, Malacca, 15 Dec. 1642. 〔*Kol. Arch. 1050*〕, *fol.* 158.

㉖ Coolhaas, Generale Missiven. vol. 2. 1964, pp. 5-6.

㉗ Dagh-Register, Batavia. 1640-41. p. 352.

㉘ Rouffaer-IJzerman, De eerste schipvaart der Nederlanders naar Oost-Indië onder Cornelis de Houtman 1595-1597. Den Haag. 1915-1929. 3vols. vol. 1. p. 122.
トメ・ピレス東方諸國記、三〇〇、三一一ページ。リンスホーテン、東方案內記、一〇一一ページ以下參照

㉙ Plakaatboek, vol. 1. pp. 292-293.
Coolhaas, Generale Missiven, vol. 1. p. 570.

㉚ Plakaatboek, vol. 1. pp. 414-415.
Coolhaas, Generale Missiven, vol. 1. p. 640, 713.

㉛ Dagh-Register, Batavia, 1643-1644. pp. 5-6.

㉜ Dagh-Register, Batavia, 1653. p. 1.

㉝ Plakaatboek, vol. 2. p. 187.

㉞ Coolhaas, Generale Missiven, vol. 2. p. 727.
Generale missive, Maetsuycker, 19 Jan. 1654. 〔*Kol. Arch. 1087*〕 *fol.* 344.

㉟ Plakaatboek, vol. 2. pp. 312-314.

㊱ Vermeulen, J. Th.; De chineezen te Batavia en de Troebelen van 1740. Leiden. 1938. pp. 116-119. Tan Yeok Seong (trans) The Chinese in Batavia and the Troubles of 1740. vol. 9 〔1953〕, No. 1. pp. 57-58.

㊲ 許雲樵校註、開吧歷代史紀、南洋學報、九ノ一、三一、三四、四六—四七ページ。

㊀ Dam-Stapel. Beschrijvinge, vol. 1. p. 169. Plakaatboek, vol. 1. pp. 76-77.
Jonge, opkomst. vol. 4. pp. 235-236.
Coen. Bescheiden, vol. 3. p. 648.

㊁ 南洋學報九ノ一、一二ページ補註②參照

㊂ Haan, Oud Batavia. Bandoeng. 1935. p. 61.

㊃ Jonge, Opkomst. vol. 5. p. 214.

㊄ Coolhaas, Generale missiven, vol. 2. p. 73.

㊅ Plakaatboek, vol. 2. p. 123.
Realia. Register op de Generale Resolutiën van het Kasteel Batavia, 1632-1805. Leiden, 1882-1886. vol. 1. p. 467.

㊆ Jonge, Opkomst. vol. 6. p. 9.

㊇ Coolhaas, Generale missiven, vol. 2, p. 434.
Plakaatboek. vol. 2. p. 160.

㊈ Plakaatboek, vol. 2. pp. 183-184.

㊉ Coolhaas, Generale missiven, 1968, vol. 3. p. 206.
Plakaatboek, vol. 2. pp. 251-252.

㊊ Plakaatboek, vol. 2. p. 314.
ここにいうカローンはシーカヒンダールのことで一六三九年以降は四八スタイフェル替であった。一方ソトル（ライクスダールデル）は正式には四八スタイフェル替であったが、この頃東インドでは實際には六〇スタイフェル替であった。卽ちカローンは五分ノ四ソトル（六〇スタイフェル替として）であったわけである。

㊋ Generale missive, Maetsuycker, 6 Jan. 1658. 〔*Kol. Arch. 1111*〕 *fol. 64*

㊌ Dagh-Register, Batavia. 1659. p. 1.

㊍ ibid. p. 58, 59.

㊎ Coolhaas, Generale missiven. vol. 3, p. 310.
記錄にはRa（ソトル）とあるが、この頃東インドでは一ソトルは六〇スタイフェル替（本國では四八スタイフェル替）で、實質上ライクスダールデルと同じであり、爾後の報告がライクスダールデルを用いているのでライクスダールデルに統一した
Generale missive, Maetsuyker, 16 Jan. 1660. 〔*Kol. Arch. 1120.*〕 *fol. 53*

㊏ Generale missive, Camphuys. 26 Maert, 1691. 〔*Kol. Arch. 1355.*〕 *fol. 499*

㊐ Jonge, Opkomst. vol. 8. p. 113.

㊑ Jonge, Opkomst. vol. 9. p. 277.

㊒ Jonge, Opkomst. vol. 12. p. 75.

㊓ Crawfurd. History of the Indian Archipelago. Edinburgh. 1820. 3 vols. vol. 1. p. 136.

㊔ Plakaatboek. vol. 1. p. 78.

㊕ ibid. vol. 1. pp. 364-365.

㊖ ibid. vol. 1. p. 78.
Coen, Bescheiden. vol. 3. p. 654.

㊗ Plakaatboek, vol. 2. p. 238. p. 365.

㊘ ibid. vol. 2. pp. 552-553.

㊸ ibid. vol. 3. p. 13.

㊹ Jonge, Opkomst. vol. 8. p. 113.

ibid. vol. 9. p. 278.

㊺ ibid. vol. 12. p. 75.

㊻ Haan. Oud Batavia. p. 388.

㊼ Heeres-Stapel. Corpus Diplomaticum Neerlando-Indicum. 1596-1799. 6 vols. Den Haag. 1907-1955. vol. 1. pp. 483-485.

Jonge, Opkomst. vol. 5. pp. 284-291.

㊽ Corpus Diplomaticum. vol. 3. pp. 39-47.

Jonge, Opkomst. vol. 7. pp. 79-83.

Dagh-Register, Batavia. 1677. pp. 114-115.

㊾ Jonge, Opkomst. vol. 8. p. 113. ibid. vol. 9. p. 277.

㊿ Jonge, ibid. vol. 12. p. 75.

(71) Plakaatboek, vol. 1. p. 416.

(72) 十七・八世紀バタビヤ糖業と華僑、南方史研究、二、一九六〇年、一三一—一五六ページ

補註

① この一般課税が、元旦に中國人カピタンの邸宅で、總督ならびに關係高官列席の下に行われる慣習は、本文でも記したように一六三七年頃から判然とし、恒例化が認められるが、一六五二年からはこれがバタヴィア城内で行われるように改められた。卽ち一六五一年十二月二十七日のバタヴィア城決議で、古い習慣に從い、年々元旦に中國人カピタンの邸宅で行っていた一般課税は、爾後卽ち明年元旦より城内で行い、しかしてすべての課税は公開の入札で最多を申し出た者に徵税權を與えることが定められた。「開吧歷代史記」一六八七年の條に、毎年和十二月卅日、在土庫内叫賣承税と記しているのは、少しく不正確である。なおこの公開入札の方法については臺灣の事例ながら黄叔璥、臺海使搜錄、卷八、番俗雜記の記事が參考になる。また入札の場所が城内（總督邸前の大前堂で行われた）に移されたことは原則的で、年間中の變更などの場合は、例えば一六五九年三月三十一日の人頭税、請負者變更（本論文一七ページ參照）、或は一六七六年三月三十日、シリー園請負變更を中國人カピタン顏二官の寡婦（バリー婦）の家で行ったり（Dagh-Register, Batavia, 1676. p. 57）、一六七八年八月三十一日カピタン蔡煥玉の邸宅でホウペコー Houpeko に衝量の請負變更を認めたように（Dagh-Register, Batavia, 1678. p. 464.）依然としてカピタン邸で行われていた（Hoetink, B., So Bing Kong, Het eerste hoofd der chineezen to Batavia, 1619—1636. BKI, 73 (1917), pp. 365—366. note. 5.）。

② 後年この中國人居住税の徵收には中國人カピタンが關與したが、十七世紀末から十八世紀初めにかけてのインドネシアの狀況を述べたファレンタインも、中國人カピタンの邸前には、毎月一日、高い棹に赤白の大きな旗が揭揚され（ためにバタヴィア華僑は一日のことを揭旗日という）在住中國人は出頭して居住税として各人三十八ストイフェル、タルタール人（滿洲人）は同じく一フロリン（二十ストイフェル）を拂い、軍役、警備免除

の權を得たとある（Valentijn, Oud en Nieuw Oost Indien, IV. Beschryving van Groot Djava, ofte Java Major. 1726. p. 249）。

「開吧歴代史紀」によると、一六三二年ヘンドリック、ブルーワーが總督就任の時、カピタン潘明岩（巖）はライテナント（雷珍蘭）、ゾルダート（達氏）を立てんことを願い、また甲大居唐人之長、請豎立旗杆一枝于大門外如和人、毎月初一日陞旗一次、凡厝税銀利、俱憑升旗後取討…とある。ブルーワーは下僚と商議して郭訓觀をライテナント、林連觀をゾルダートとなし、甲大門前豎一旗杆、照和人毎月朔日升旗一次爲號、という。（南洋學報、九ノ一、二十八ページ）。しかしオランダ側記錄によると潘明巖のカピタン就任は一六四五年三月のことで、またライテナントの新設は一六七八年林時使の時であり、郭訓觀は一七〇五年九代目のライテナントであるから「開吧歴代史紀」の年代記述はいずれも正しくない。（cf. Hoetink, Chineesche officieren te Batavia onder de Compagnie. BKI, 78. pp. 88—89）しかし毎月初にカピタン邸前に旗を立てることが行われるようになったことは吻合する。これが何時頃から始まったかは、正確な期日の確認ができなくて、詳細不明であるが、恐らくファレンタインのインドネシアに滯留した十七世紀末から十八世紀初めにかけてのことと思われる。なおまた本文十五—六ページに記した毎月應帶十九鈁照身票、于竪旗杆後とは十九鈁を納めて居住登錄をおこなうことを意味するものであろうが、鈁は角と同じく二ストイフェル（ドッペルチエ）にあたるから、十九鈁は三十八ストイフェルとなり、前記ファレンタインの記述と一部分一致する。但し「開吧歴代史紀」では一六三五年の條の記述であるが、ファレンタインは明人（漢）と滿州人と區別していて、明らかに十七世紀末の狀況であることを示していて、同一期のことを傳えたものとは思えない。

③ ファレンタインは「中國人はジャンク船やワンカン船等で船旅をする前には、よく中國劇（悲劇、喜劇）の上演をおこなう。バタヴィアでは一回に約百ライクス・ダールデルを要するが、その際法律執行官は六ライクス・ダールデルを取得してこれの上演を許可する。中國人はその他、土地神を祀る時とか、死者の祭祀の際にもこれを行い、年間約三—四萬ライクス・ダールデルを消費する」（要旨）と述べている。（Valentijn, ibid. p. 251）.

〔追記〕

本稿は一年前に執筆したものであるが、當時時間の制約があって通行税、市場税等の一々については論述するを得なかった。いま改めて校正に際し不備補正を要する點の多々あることを發見したが、敢て大きな筆を加えず、すべてを次の改稿の機に讓ることにした。

（一九七〇・七・一〇）